

台湾における商標保護

日本台湾交流協会台北事務所¹ 經濟部主任
福村 拓

概要

本稿では、台湾でブランドを保護・活用する際の基礎知識を説明します。特に、知的財産を専門としていない駐在員や、これから台湾に進出する知財経験の少ない中小企業等の方が、商標問題に関心を持つきっかけとしていただくことを目的としました。

1. 商標問題の背景

台湾では日本の商品やサービスは高品質、高機能などの理由で高い評価を得ており、街中ではごく普通に日本製品や日系の店舗を目にします。こうした高評価の背景には、2018年に476万人（人口の約1/5）もの台湾人が日本を訪問するなど日本への強い関心や日台の良好な関係、日本人が思う以上に台湾人が幼少のころから日本製品に慣れ親しんでいることなどがあり、商品単体の評価以上の奥行きがあるように思います。日本のサブカルチャー好き（いわゆる「オタク」）には「哈日族」という専用の呼び名まであります。

その裏返しとして、例えば模倣品の問題や第三者による商標の先取りなど、ブランドの名声に便乗する行為は台湾においても依然として存在しています。日本企業へのアンケート結果²によれば、台湾は日系企業が模倣被害を受けた地域として、中国（香港含む）、韓国に次ぐ3位と認識されています。

企業にとってこうした商標問題への対策は、お金も労力もかかる一方でクリエイティブな活動とも言いにくく、また、大陸ほど深刻でない等の理由から、台湾での対策にあまり積極的で無い企業もあります。しかしこれを放置しておけば、消費者が粗悪な商品をニセモノと知らず手にすることに加え、企業の機会損失、ブランドイメージの失墜等を招くことになり、やはり適切な対処が不可欠です。

2. 商標権とは

多くの投資と信頼を積み重ねて育てたブランドの保護において基本となるのが商標権制度の活用です³。台湾においても日米欧等と同等の水準の商標保護制度が導入されています。商標権とは、商品やサービスに使用するマークについて、独占して使用することができる権利であり、台湾で商標権を主張する場合は、台湾の智慧財産局（特許庁）の所定の審査を経て登録を受けることが必要です。すなわち、日本で登録を受けていても台湾で登録が無ければ権利主張できません。また、日本で有名であったとしても、台湾で知られていない商標は、台湾での他者による登録を防ぐことはできません（4. 冒認出願問題で詳述）。

登録対象は、識別性を有するものであれば、文

1 本稿は筆者個人の見解であり、当協会の公式見解を示すものではない。

2 2018年度模倣被害実態調査報告書（特許庁）

3 台湾当局は各国の知財制度をよく研究するとともに、台湾の産業への貢献や、海外からの投資促進効果を精査して知財制度を構築している。特に日本の制度については十分に検討し、多くの点で日本の知財制度と調和していることから、日本のユーザーにとって、台湾の知財制度は比較的理解しやすいものと言える。

字や図形以外にも、例えば、ホログラムや音なども含まれるとされています⁴。

多くの日本企業が台湾に商標出願を行っており、台湾外から台湾への商標出願のうち、日本からの出願は中国に次ぐ2番目となっています。また、台湾への商標出願は近年増加傾向で、特に、中国や日本からの出願が増加しています。

出願人	商標出願件数 (件)		
	2013年	2018年	(割合)
台湾	55,338	59,840	70.6%
中国	2,830	5,770	6.8%
日本	3,593	4,728	5.6%
アメリカ	3,694	4,187	4.9%
香港	1,003	1,649	1.9%
韓国	737	1,440	1.7%
合計	75,933	84,816	

台湾への出願人別商標出願件数 (2013年, 2018年) (智慧財産局年報より)

商標権を取得する大きなメリットは、侵害行為に対し民事、刑事、行政上の救済の対象となることです。商標権は、台湾に住所や営業所があれば登録申請できますが、智慧財産局への応答などテクニカルな側面があるので、専門知識を持つ台湾の代理事務所、又はそれらと提携する日本国内の特許事務所等を活用することをおすすめします。

3. 模倣品問題

(1) 模倣品問題の現状 (店舗型からネット型へ)

台湾では、模倣品摘発を含む知財事件に特化した警察組織である刑事警察大隊を創設したり (2003年)、知財に関する裁判を専門的な知見から行う智慧財産法院を設立 (2008年) するなど、知財環境の整備に注力してきました。当局の積極的な取組みにより、市中における模倣品の流通は大きく改善しています。

一方、近年の模倣品の流通は、店頭からインターネット通販や SNS を利用したものに移行 (2018年は取締り件数のうち 77.5% がインターネット関連) しており、権利者及び取締り当局の重大な懸案となっています。対応が困難な理由としては、①個人の小包による取引は税関等での発見が困難、②小口のため対応の費用対効果が低い、③コンビニ決済等を利用することで販売者や購入者、資金の流れの追跡が困難、④海外事業者に対しては台湾当局の執行力が及ばない等の理由があります。また、台湾人にとっては、模倣品の出品が多いと言われる中国のサイトを利用することに言語的な障壁が無く容易な点も、当地特有の事情と言えます。

(2) 刑事警察大隊

① 刑事警察大隊による取締り

商標権侵害は民事に加え刑事罰にも該当するため⁵、警察による取締りの対象となっています。

4 商標法第 18 条には、

「商標とは、識別性を具えた標識で、文字や図形、記号、色彩、立体形状、動態、ホログラム、音など、又はその結合によって構成するものをいう。

前項でいう識別性とは、商品又は役務の関連消費者に、指示する商品又は役務の供給元を認識させ、他人の商品又は役務と区別できるものをいう。」と規定。

なお、2017 年には、日本では商標権の対象とならない、連続的な図案や匂いの商標についても、登録対象であることを明示すべく審査基準が改訂された。

5 商標法においては、商標権侵害罪 (商標法第 95 条)、証明標章権侵害罪 (同法第 96 条)、模倣品販売罪 (同法第 97 条) を規定している。一方、特許権、実用新案権、意匠権を定める専利法においては、刑事罰を規定していない。したがって、発明やデザインの侵害に対して警察の取締りの対象にはならない。その代替として、2013 年専利法改正において、専利侵害に対して懲罰的賠償 (損害額の最大 3 倍の損害賠償) を請求できることになった。

コラム 「令和」の商標出願

・「令和」出願は15件

日本の新元号「令和」は台湾でも大きな関心を集めました。智慧財産局の商標データベースによると、「令和」の文字を含む商標出願は「飲食物の提供」、「加工食品」等の区分を中心に15件確認できます（8月23日現在）。これらはいずれも新元号が公表された4月1日以降に出願されており、偶然の一致ではなさそうです。なお、同じ漢字圏の中国では、既に1,500件超の令和関連出願が確認されています。今の時点では単に登録の申請があったに過ぎません。今後、智慧財産局の審査官により審査を受け、登録が許可されて始めて効力を有することになります。

・「令和」が登録されると何が起きるか？

商標権は独占権ですので、「令和」が登録されると、他者は「令和」の名称を許諾無しに台湾では使えな

くなります。一方、各国・地域の商標権はその領域内にしか及ばない（「属地主義」）ため、台湾で登録された商標は台湾内でのみ有効、日本での使用に影響無し、ということになります。

ただし、日本で販売する「令和」を商品名に含む商品を台湾に輸出する場合には、商標権侵害となる可能性があります。また、商品名ではなくてもパッケージに「令和式〇〇」、「令和初〇〇」のような表記がある場合も、ケースによっては侵害となる可能性があります。なお、「消費期限：令和〇年〇月」のような表示の場合、これは日付を意味しており、消費者がこれを商標と認識することはないため、商標法5条に規定される「商標の使用」に該当しないと考えられます。

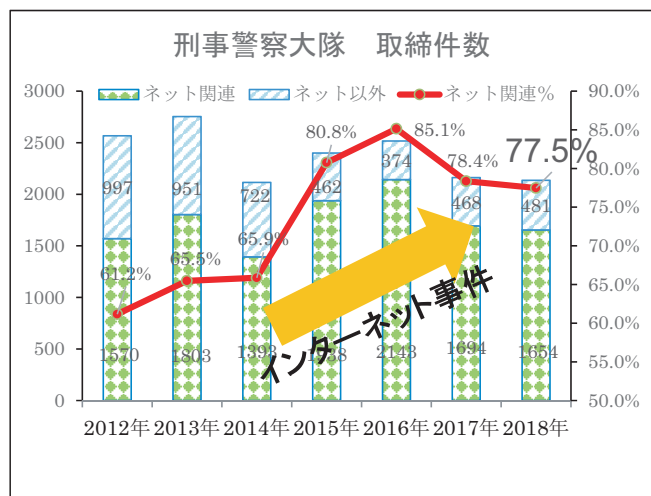
台湾の商標法には、元号の取扱いに関する規定はありませんが、智慧財産局の担当者によれば、出願された商標の識別性の有無（第29条第1項各号）、誤認、誤信のおそれ（第30条第1項第8号）等の要件を考慮して、適切に判断していくとのこと。



新元号発表時の報道紙面(4/2 自由時報)

商標番号	商標	商標区分	出願日	審査状況
101101101	令和	飲食物の提供	2019/05/01	審査中
101101102	令和	飲食物の提供	2019/05/01	審査中
101101103	令和	飲食物の提供	2019/05/01	審査中
101101104	令和	飲食物の提供	2019/05/01	審査中
101101105	令和	飲食物の提供	2019/05/01	審査中
101101106	令和	飲食物の提供	2019/05/01	審査中
101101107	令和	飲食物の提供	2019/05/01	審査中
101101108	令和	飲食物の提供	2019/05/01	審査中
101101109	令和	飲食物の提供	2019/05/01	審査中
101101110	令和	飲食物の提供	2019/05/01	審査中
101101111	令和	飲食物の提供	2019/05/01	審査中
101101112	令和	飲食物の提供	2019/05/01	審査中
101101113	令和	飲食物の提供	2019/05/01	審査中
101101114	令和	飲食物の提供	2019/05/01	審査中
101101115	令和	飲食物の提供	2019/05/01	審査中

「令和」商標の検索結果



刑事警察大隊による模倣品取締件数とネット利用の比率 (智慧財産局年報から作成)

刑事警察大隊は、偽ブランド等の商標権侵害、海賊版ソフト等の著作権侵害に関する専門の訓練を受けた職員から構成され、台北、台中、高雄に偵査隊を配置しています。

商標権侵害は非親告罪のため、原則的には権利者の告訴が無くても捜査が可能ですが、実務上は権利者からの告訴に基づいて捜査を行った方が、取締りが成功しやすいと言われます。すなわち、権利者が告訴を行った場合、権利者が当該事件への協力に積極的であること、また、警察も限られたマンパワーの中、権利者の協力無しには効果的な捜査が行えないため、告訴のあった事件に優先的に注力するためだと考えられます。

では、権利者は警察に対しどのような協力をすればよいのでしょうか。以下は、警察から日系企業に対し要望のあった協力事項です。

a. 証明力の高い証拠の提供

模倣品サンプル、写真、パッケージ（送り主情報）、販売や広告の日付の証明、販売価格（レシート）、被疑者氏名、出入金記録・口座情報等。

b. 鑑定書の迅速な提供

c. 権利者と警察のコミュニケーションにより 摘発の効率化



無印良品の模倣品の大規模摘発 (1/31、刑事警察大隊 FB より)

直接コミュニケーションが取れる窓口の設置。

② 大隊長

本年4月、刑事警察大隊の人事異動により李洪輯・前大隊長に代わり陳志堃・新大隊長が着任しました。前任の李大隊長は、商標権侵害に対し詐欺罪の観点から摘発を試みるなどアイディアマンであり、また、権利者とのコミュニケーションを重視し日系企業と積極的に協力関係を築く等、信頼の厚い大隊長でした。後任の陳大隊長も「台湾にとって海外からの投資が不可欠であり、日系企業が安心して経済活動できることが重要。前任同様、権利者とのコミュニケーションを図りつつ模倣品の摘発を進めたい。日系企業には引き続き協力をお願いしたい。」とコメントしており、当方としても引き続き関係強化を図っていきたいと考えています。

(3) 税関

① 税関による水際措置

台湾には、台北、基隆、台中、高雄の4カ所に税関を有し、輸出入品に模倣品⁶が発見された場合に差止めを行っています。模倣品は、①権利者からのコンテナ情報等の通報や、②税関登録（後述）等に基づいた税関職員の調査により発見され、権利者が疑義物品の真偽を鑑定することで差止め

が実施されます。

② 税関登録制度

税関には、権利者が真正品の商標の鑑定ポイント等を登録できるデータベースがあり、税関職員の模倣品摘発の主要な情報源となっています。企業の皆様には、自社の商標等が当該データベースに登録されているか今一度ご確認いただくことをおすすめします。

税関登録の対象は、商標と著作物であり、具体的には、それらの模倣品が発見された場合の連絡先、真贋鑑定ポイント、正規の輸出入業者、正規品が通関する港等を登録可能です。登録はインターネット⁷ から無料で行えます。

③ 模倣品発見時の対応

税関で模倣品が発見され権利者に連絡があった場合、24時間（航空便による輸出の場合4時間）以内に連絡のあった税関に出頭する必要があります。また、当該物品の真贋を鑑定した鑑定書を3営業日（6営業日まで延長可）以内に提出する必要があります。知財部門を台湾に有さず、知財管理を日本で行う日系企業が多い中、これらの対応期限の要求は非常にタイトであり、多くの日本企業から緩和の要望が出されています。台湾当局には様々なチャンネルを通して緩和を要求しているものの、制度改正には至っていません⁸。ただし、期限内に対応できなくても対応する意思がある場合、期限内に連絡を行うことで、運用の範囲で柔

軟に対処できる場合があると説明しています。しかしながら、税関からの突然の連絡にも冷静に対応できるよう、本社知財部の役割、現地子会社の対応、現地法律事務所への委任等の体制を事前に整理しておくことが重要です。

4. 冒認出願（悪意の先取り）問題

（1）冒認出願

インターネットの普及で世界各地の情報を容易に収集できるようになったことにより、他国で先行して人気になった商品等の商標を、第三者が抜け駆けして出願する「冒認出願」のリスクが上がっています。台湾の多くの人々が日本へ観光で訪れることで、例えば、日本の地方の産品やブランドにも関心が高まっていることも背景にあります。

（2）台湾の個人による冒認出願

以下は、SNSのLINEのロゴマークについて、真の権利者であるLINE CORPORATIONが商標出願する約2ヶ月前に、台湾の個人が類似する商標を出願していた案件です。台湾においても日本等の多くの国と同様に、商標出願は先願主義（出願の早い者勝ち）を採用しており、同一の商標が出願された場合は、本来、先の出願人に権利が与えられます。

冒認出願が登録されてしまうと、真の権利者が海外進出を図る際に自社の商標権を利用できないなど事業の大きな妨げとなります。したがって、台湾に進出を考えている企業は、台湾において先に商標出願しておくなど戦略的な商標戦略が必要です。

なお、本件は真の権利者から台湾智慧財産局への情報提供の結果、同局は、台湾の個人出願が真の権利者の商標を意図的に模倣したものであると認め⁹、拒絶査定としています。

6 ここでの模倣品は、商標権侵害品、著作権侵害品を指している。発明やデザインに関する専利権侵害品についても、制度上は、裁判所の保全命令があった場合や、権利者が供託金を払った上で告発した場合は差止め可能であるが、実績は無い。

7 「関務署サイト (web.customs.gov.tw)」→「免證申辦服務 (簡易申辦)」→「智慧財產權」→「(WW902) 提示保護商標權案件」で登録を行うことができる。

8 税関を統括する関務署は、①台湾に住所が無い商標権利者は台湾の代理人に委任が必要であること、②高速鉄道等を利用すれば4時間以内の出頭が十分に可能である、と説明している。

	先の出願(冒認出願)	後の出願(真の権利者)
出願商標		
出願人	何〇〇(台湾の個人)	LINE CORPORATION
出願日	2013年6月14日	2013年8月8日
区分	028類(玩具等)	028類
処分	2014年5月15日 拒絶査定	2014年9月25日 登録査定

(3) 冒認出願対策

① 冒認出願が出願中(審査待ち)の場合

出願中、すなわち商標権として成立する以前の場合、登録済みの商標権を取り消すよりも対応は比較的容易といえます。冒認出願が成立しないよう智慧財産局に対し、当該商標が台湾内の消費者に知られている証拠(商標商品の広告を掲載する雑誌等)を提出することができます。このような情報提供制度は従前から運用されていましたが、智慧財産局は本年6月20日「商標登録申請案第三人意見書作業要點(訳:商標登録出願における第三者からの意見書作業要點)」を公表し、正式に制度化しています。

③ 冒認出願が登録されている場合

冒認出願であっても、それを放置し市場で長期間取引されると、そこに一定の信用が生じたり、真の権利者は台湾での権利を放棄したと見なされることから、制度上、取消し等の対応が困難になります。したがって、冒認出願を認めた場合、早

急に以下の対応を行うことが重要です。

a. 異議申し立て

冒認商標が登録されてから3ヶ月以内の場合、「著名商標と同一又は類似」(商30条1項11号)又は「悪意の出願」(同12号)等の不登録事由を理由に智慧財産局に対し異議申し立てが可能。

b. 不使用取消審判の請求

商標登録後3年以上、当該商標の使用実績が無い場合、不使用を理由として当該商標を取り消すことが可能。この場合、冒認商標の悪意を証明する必要がありません。

c. 無効審判の請求

冒認出願の登録から3ヶ月以上、5年未満のものはa. 異議申し立てと同じ不当登録事由を理由に、無効審判の請求ができます。一方、登録から5年を経過している場合、当該冒認出願が「著名商標と同一又は類似」(同11号)する出願であって、かつ、悪意でなされたことを証明する必要があります。

d. 公平交易法(日本の不正競争防止法に相当)による保護

未登録の著名商標を同一・類似の商品・役務に使用した場合、同法第22条の規定により、民事訴訟の提起ができることが規定されています。冒認出願が非類似の商品・役務を

9 商標法第30条第1項12号「同一又は類似の商品又は役務について、他人が先に使用している商標と同一又は類似のもので、出願人が該他人との間に契約、地縁、業務上の取引又はその他の関係を有することにより、他人の商標の存在を知っており、意図して模倣し、登録を出願した場合。(後略)」を拒絶理由の1つとしている。

指定している場合（例えば、アクセサリブランドの名称を、飲食店に使用する等）は、公平交易法の救済は受けられません。

5. 日系企業の知財活動

台湾に進出する日系企業 484 社からなる台北市日本工商会には知的財産委員会が設けられ、以下に述べるような台湾での知財問題に関する勉強会、情報収集、台湾当局に対し白書による建議等を行っています。当協会は顧問として活動をサポートしています。

（1）知財勉強会（年 4 回程度台北にて開催）

台湾の知財に精通する専門家（当局関係者や弁護士等）を招き、主に企業の駐在員の方を対象に、当地でビジネスをする上で必要となる知財情報等の実務的な情報を講演していただいています。専門的な内容となることもありますが、営業等の知財経験が無い駐在員の方にも充分理解いただける内容となっています。本年 6 月には、智慧財産法院（高裁相当）の判事に判例を中心に講演いただき、参加者からは退職社員による営業秘密の漏洩に関する事件等に多くの関心が寄せられました。本勉強会は工商会の会員企業でなくても参加できます。

（2）取締り当局への協力依頼

模倣品の取締り機関である上述の刑事警察大隊や税関に対し、日系企業の商品の模倣品の取締り

への協力依頼として、模倣品の真贋の判定ポイントをまとめた「在台湾日系企業商標権利集（第 6 版）」を 3 月に 2 年ぶりに改訂し、6 月中旬には齋藤洵・知的財産委員長から関係機関に手交するとともに、取締りへの協力を要請しました。また、3 月 5 日には、刑事警察大隊の現場職員に対し、本物と偽物の実物を用いて真贋ポイントを説明する研修会（真贋鑑定セミナー）を開催しました。

日系企業の皆様には、このような機会を有効に活用して、取締り当局との積極的なコミュニケーションを図り信頼関係を醸成していただくことをおすすめします。余談ではありますが、刑事警察大隊の大隊長室には、多くの企業からの取締りに対する感謝状等が飾られています。その中には欧米系企業から贈られたものも多く、彼らが積極的にコミュニケーションを図っている姿勢は、日本側にも大きな参考となるものと思います。



刑事警察大隊での真贋鑑定セミナー
(2019 年 3 月 5 日開催)